中等社会科教育研究

38

【研究論文】					
ケアする市民の育成をめざすシティズンシップ教育					
―「ケアされる人」という自己認識の形成に焦点を当てて―	鎌	H	公	寿	(1)
法構想学習のカリキュラム 一自動運転と法を事例として一	小	摜		篤	(11)
対話的な歴史学習を成立させる教師の実践的知識とその形成要因					
―IRF 連鎖構造分析及び教師へのインタビューを通した探索的研究―	植	原	督	<u>[ji]</u>	(19)
1946 年度文部省教科書局指定実験学校における公民教育研究の展開過程					
一道徳生活指導との関わりに着目して―	篠	﨑	Œ.	典	(33)
【実践論文】	-25-	475	nna.	ı lə	(47)
希少性に着目した経済学習 一心理的リアクタンスの視点から一	高	橋	勝	TU.	(47)
大学入学共通テストを視点とする概念学習の授業デザイン	. 1 .	ilole	rez		(==)
―経済モデルによる思考実験を中心に―	Щ	﨑	辰	也	(55)
高等学校公民科における政治参画を高める授業モデル			w	ır.	(0=)
一投票参加と政治参画に着目して—	杉	Ш	李	Z	(67)
【社会科教育情報】					
拡大し、情報を精選した学習用地図帳『みんなの地図帳』の開発	抖	治	達	義	(77)
		•••			,,,,
【書評】					
千葉県高等学校教育研究会地理部会 編					
『新しい地理の授業―高校「地理」新時代に向けた提案―』	或	原	幸-	一朗	(79)
伊藤 純郎 著『特攻隊の<故郷>霞ヶ浦・筑波山・北浦・鹿島灘』	武	藤	ïΕ	人	(81)
和井田 清司 ほか 編著					
『中等社会科 100 テーマ―< 地理総合・歴史総合・公共 > 授業づくりの手引き-					
	丹	治	達	義	(83)
加藤 公明・楳澤 和夫・若杉 温 編『考える歴史の授業』(上・下)	大	野	智	史	(85)
【図書紹介】 老 村 著・多田 狷介 訳『騒土―文革初期,黄色い大地の農民群像― 』	. v q - k	谷	卣	d:	(87)
					,
岩渕 孝 著『津波死ゼロの日本を 〜被災地の復興に学び〜』	11-1	村	光	頁	(87)
【研究大会報告】					(88)
TWINDY CAT TIME!					(00)
【学会彙報】					(91)

中等社会科教育学会 2019

中等社会科教育学会会則

- 第1条 本会は中等社会科教育学会と称する。
- 第2条 本会は社会科教育および地理歴史科教育・公民科教育に関する研究を行い,あわせて 会員相互の連帯をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - 1. 研究会・例会の開催
 - 2. 機関誌・会報の発行
 - 3. 資料の収集・交換
 - 4. その他必要と認められるもの
- 第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者で、所定の会費を納入した者とする。
- 第5条 本会の本部は、筑波大学大学院人間総合科学研究科社会科教育学研究室におく。
- 第6条 本会は次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名

評 議 員 若干名

理 事 若干名

会計監查 2名

- 2. 評議員および会計監査は総会において選出する。
- 3. 会長および副会長は理事会で選出する。
- 4. 理事は総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5. 役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。
- 第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故などがあったときにはその職務を代行する。
 - 3. 評議員は評議員会を構成し、重要な会務を運営する。
 - 4. 理事は理事会を構成し、会長をたすけて会務を運営する。
 - 5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 第8条 本会には顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第9条 本会の会議は、総会、評議員会および理事会とする。
 - 2. 総会は毎年1回会長が招集する。
 - 3. 必要ある場合、会長は臨時総会を招集することができる。
 - 4. 総会の議決決定は、出席会員の過半数をもって行う。
 - 5. 評議員会は、会長、副会長、評議員、理事、会計監査、顧問をもって構成し、会長の招 集によって会務を審議する。
 - 6. 理事会は会長が招集する。
- 第10条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。
 - 2. 本会の会費は年額 3,000 円とし、毎年 6 月末日までに納入するものとする。なお、学生 会員は 2,000 円とする。
 - 3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 第11条 会則の改正は、総会の議を経なければならない。
- 付 則 この会の会則は、平成 17年 11月 19日から施行する。

中等社会科教育研究 第38号

2020年(令和2年) 3月23日印刷 2020年(令和2年) 3月31日発行

編 集 「中等社会科教育研究」編集委員会

発行者 中等社会科教育学会(代表 伊藤 純郎)

電 話 029 - 853 - 6731

印刷所 株式会社 甲文堂

112-0012 東京都文京区大塚 1-4-15-105

アトラスタワー茗荷谷1F 電 話 03 - 3947 - 0844

FAX 03 - 3947 - 0858

Multiple Perspectives

An Official Journal of the Social Education and Research Association

No.38

2019

Contents

Articles
Citizenship Education for Fostering Caregivers: Focusing on Awareness of "Self as a Care-Receiver"
Kouju KAMADA(1)
A Curriculum of Law Designing Learning: The Case of "Automated Driving System and the Law"
Atsushi ONUKI (11)
Teachers' Practical Knowledge for Interactive History Learning: A Case Study by Analysis of IRF Sequence
and Interviews with Teachers
The Process of Civic Education Studies in Experimental Schools designated by Textbook Bureau of the
Ministry of Education in 1946: Focusing on its Relation to "Moral Guidance"
Articles on Teaching Practices
Economic Learning about Scarcity: From a viewpoint of Psychological Reactance
A Teaching Design for Concept Learning for University Common Entrance Examination: Thinking
Experiment by Economic Model
Lesson Models for Improving Political Participation in High School Civics: Focusing on Participating in
Voting and Policy Making